

## 中津川市議会における発声障がいをもつ議員への

### いじめ損害賠償請求事件訴訟を支援する決議

1 岐阜県中津川市議会議員の小池公夫氏は、議員1期目途中で下咽頭ガンの治療のため声帯の摘出手術を受け、声帯による発声ができなくなった。小池氏は2003年4月23日に再選され、議会での発言を、議会事務職員の代読により行おうとした。しかし、中津川市議会は、「議会での発言は口頭が原則」などとしてこれを認めなかった。

小池氏やその所属議員団、さらに支援団体などが、議会内での活動はもとより、議会外での陳情や署名運動などにより、中津川市議会に対して代読発言を認めるよう要請したものの、中津川市議会は全く受け入れなかった。小池氏は、岐阜県弁護士会に人権救済の申立をし、2005年11月16日、岐阜県弁護士会は、中津川市議会に対し、原告の希望する代読発言を認めるよう勧告した。勧告後の同月28日、中津川市議会は、一般質問についてはパソコン、再質問については代読という方法を決定した。ただ、再質問は一般質問がなされて初めてなし得るものであり、一般質問について代読を認めない当該方法は、結局、何ら勧告を受け入れるものではなかった。

あくまで代読発言を認めようとしない中津川市議会に対し、小池氏及びその所属議員団は、2006年12月1日、本会議において、小池氏の代読発言を認める決議案を提出したが、かかる決議案は賛成5、反対27の反対多数により否決された。そこで、小池氏は、同月5日、中津川市議会及び決議に反対した議員らを被告として損害賠償請求訴訟を提起した。

しかし、中津川市議会は、最後まで代読発言による一般質問を認めず、2007年4月29日、ついに小池氏は一度も一般質問をすることなく、2期目4年間の任期を終えた。

2 本件の本質は、中津川市議会が本人の望まない方法ばかりを押しつけ小池氏の希望する方法については一貫して否定し続け、議会での発言を一切させなかったことにある。

地方議会の議員が議会で発言することは表現の自由として保障される。また、障がい者が補助手段を選択することは障がい者の自己決定権として保障される。さらに、障がい者が政治的活動をすることは障がい者の参政権として保障される。小池氏の代読発言を認めなかった中津川市議会や議員らの行為は、議員の表現の自由、障がい者の自己決定権、障がい者の参政権という憲法上の権利を何重にも侵害する重大な憲法違反である。

自由法曹団はこうした行為に対し、強く抗議するとともに、障がい者に対する差別・いじめ・偏見を根絶し、障がい者の権利が当然に保障される社会を実現すべく、中津川市議会における発声障がいをもつ議員へのいじめ損害賠償請求事件訴訟を支援するものである。

2008年5月26日

自由法曹団2008年5月研究討論集会